

請求人 (氏名は削除しました) 様
(氏名は削除しました) 様
(氏名は削除しました) 様
(村松幹雄) 様
川口市監査委員 中山大蔵
同 伊東清昭
同 飯塚源嗣
同 山本晴造

川口市長措置請求に係る監査の結果について(通知)

地方自治法(以下「法」という。)第 242 条第 1 項の規定に基づき、平成 9 年 11 月 13 日付けで提出された標記の請求について、監査を行った結果は次のとおりであり、同条第 3 項の規定により通知します。

記

1 請求の受理

本請求は、法定要件を具備しているものと認め、平成 9 年 11 月 18 日付で受理した。

2 請求の要旨

川口市の発行する広報紙「広報かわぐち」は、市が町会に対し配布手数料を支払い町会加入者のみに各戸配布を行ない、町会に加入していないものには配布しない事実がある。任意団体である町会加入の有無をもって市民を差別することは違法行為であり、この違法行為による支出は財務会計上、違法かつ不当である。

よって、前市長永瀬洋治、現市長岡村幸四郎および全ての支出手続き担当者は本件「広報かわぐち配布に際し町会加入の有無を以て市民を差別している行為」の費用(配布手数料)の平成 8 年度分、同 9 年度分を全額、市に返還し今後差別配布をしないよう勧告されたい。

3 監査の実施

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 5 項の規定に基づき、平成 9 年 11 月 26 日、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

(2) 関係人の事情聴取

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、平成 9 年 12 月 15 日市長室長、広報広丁課長、広報係長及び広聴係長から事情聴取を行った。

4 監査の緒果

(1) 事実確認

川口市が発行する広報紙「広報かわぐち」の印刷部数は、平成 8 年 10 月から平成 9 年 9 月までの 1 年間で月平均約 15 万 7 千 8 百部であり、そのうち町会を通じて配布されている部数は月平均 14 万 2 千 9 百部であった。

各町会では、市から送付された広報紙を、主として町会の加入世帯を対象に配布しているが、そのほか、市は各支所その他の公共施設等の窓口で常時置き、希望者が自由に持ち帰りができるような補完措置を講じている。

また、市は、町会に対して支払う広報紙の配布手数料について、1 部 38 円に配布部数を乗じて計算された金額を、前期(4 月～9 月)と後期(10 月～3 月)の 2 期に分けて支出している。

(2) 判断

広報紙は、市民にとって、市政等に関する情報を人手する貴重な一手段であり、また、市にとっても、市民の理解と協力を得るための有効な方法となっている。

広報紙の配布方法は、町会経由、新聞折込み、郵送等が考えられるが、迅速性、経済性、確実性

等の観点からみて、それぞれに一長一短がある。

本市の場合、町会に多くの世帯が加入しており、なおかつ市が広報紙を公共施設等にも置くなど補完的手段を講じている現状を考慮するとき、市が町会を通じた配布方法を選択していることにはそれ相当の合理性があり、違法性、不当性は認められない。

従って、市長等が既に支出した広報紙の配布手数料の返還は必要ないものと判断する。

しかしながら、一部市民に、広報紙の入手が困難な場合もあり得ることを考慮し、できる限り全世界帯に広報紙が配布されるような手段を、今後一層工夫するよう市に要望する。